インボイス導入中止を

わずかなシルバー配分金からも消費税徴収

米原市民報
日本共産党米原市会議員
山脇正孝TEL52-1093
日本共産党米原市会議員
藤田正雄TEL55-1527
http://www.jcp-maibarashigidan.com/

７９０号で消費税とインボイス問題について掲載しました。もう少し詳しくとの質問に米原シルバー人材センターのケースについて考えます。５月のシルバーの総会に当たり会員に通知が出されその対応に苦慮されていることが分かります。消費税は「仕入税額控除」といって自分が支払う消費税額から仕入れにかかった消費税額は控除（差し引く）することが出来ます。今までこれらは帳簿方式で売上げと仕入れとの帳簿上の計算で納税していました。来年10月からはインボイス登録番号と税率、税額の入った請求書が無いと税額控除が原則認められません。その影響は特に年間売上１千万円以下の免税事業者に大きく影響します。多くの課税業者は、仕入れ先に適格請求書を求めるか、免税業者との取引を中止するか消費税分の値引きを求めます。そうでないと、自分が前段の消費税を支払わなければならないからです。

米原シルバー人材センターの通知

令和５年10月１日から、消費税の仕入税額控除方式として「適格請求書保存方式」いわゆるインボイス制度が導入されます。請負・委任で就業する会員は、形式的には個人事業主となりますが、会員の多くは、敢えて自ら課税業者として申請しない限り、インボイスを交付することができない免税事業者となります。

インボイス制度施行後はセンターが会員に支払う配分金に含まれる消費税額分については、会員からインボイスが交付されないため、仕入税額控除が出来ず新たな経費負担（納税額）が発生しセンターの事業運営に大きな影響を及ぼします。

（中略）

特例的な取扱いについて働きかけを行っておりますが、大変厳しい状況となっております。引き続き特例措置の導入に向けて努力をいたしますので会員の皆様にはインボイス制度へのご理解をお願いいたします。

予定通りに施行された場合に備えて、多岐にわたって対応策を検討してまいりましたが、「事務費を値上げしてお客様に負担を求める」方法で対応することとなりました。

（中略）

また、お客様に新たな経費をご負担いただくにしても、急激な料金の値上げは、シルバー離れを招き、会員の就業機会が減少することで、シルバー事業の衰退につながることが懸念されます。

（中略）

最大限の努力を行った上で、新たな経費負担（納税額）のための財源が確保できない場合は、やむを得ず会員の皆様に負担を求めることも想定する必要がありますので、ご理解をお願いいたします。

裏面に次のような解説が載っていました

①現在（令和５年９月30日まで）

②インボイス制度が始まると（令和５年10月１日から）

配分金には消費税が含まれています。

会員さんの配分金の仕組み	
配分金本体 10，000円	消費税 1，000円

配分金が11，000円の場合

センター
事務費（10%） 1,100円

私の疑問

配分金に消費税は本当に含まれているの？税理士の森井じゅんさんは「消費税が預り金というのは間違い。価格は市場での決まり、価格の一部を消費税相当分としているにすぎない」と免税業者の益税論を否定。インボイス誤スは「誤った刷り込みが既成事実化するもの」と指摘しています。

私の疑問

「お客さまに負担を求める」としていますが本当に可能ですか？ますます続く厳しい企業環境の中で、免税事業者が排除されることは、明らかと思われます。

会員さんの配分金の仕組み	
配分金本体 10，000円	消費税 1，000円

→ 新たな納税コスト →

センター
事務費（10%） 1,100円
事務費増
1，000円

雑感

醒井地域の医療を守る会（代表江竜謙一氏）が活発に活動されています。コロナ禍でなかなか集会が持てない時期ですが、地道に活動を続けおられます。会には醒井地区５自治会（上丹生、下丹生、枝折、一色、醒井）の自治会長や議員、民生委員が協力して地域の医療体制の充実を図ろうと自主的に努力されています。５月19日（木）には行政との懇談会が持たれました。行政も地域の医療や福祉の要求にしっかりと答え、適切な対応を望みます。